



鳥取県公報

平成15年3月18日(火)
号外第15号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例(12)(県民室).....	2
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(13)(職員課).....	4
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(14)().....	5
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例(15)().....	9
	鳥取県部設置条例の一部を改正する条例(16)().....	10

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる条例について、日本郵政公社法施行法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 鳥取県個人情報保護条例
 - (2) 鳥取県情報公開条例
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 航海手当の支給の対象となる業務に、講習のための航海業務を加えることとした。(第10条関係)
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職し、かつ、退職の日における年齢が45年以上である者であって任命権者が知事の承認を得たものに係る退職手当の支給割合は、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者の承認を得たものと同様とすることとした。(第4条、第5条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
 - (3) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり職員の定数を改めることとした。(第2条関係)

区 分	定 数	
	改 正 後	現 行
知事の事務部局の職員	3,307人	3,310人

一般会計支弁に係る職員	3,293人	3,290人
特別会計支弁に係る職員	14人	20人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,463人	2,485人
県立学校の職員	2,231人	2,258人
県立学校の職員以外の職員	232人	227人
県費負担教職員	4,363人	4,359人

2 この条例は、平成15年 4月 1日から施行することとした。

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

1 総務部の所掌事務の改正（第 2 条関係）

大規模な営繕（県立社会福祉施設の新築及び増築を除く。）に関する事項（施工監理に関する事項を除く。）（現行 県土整備部の所掌事務）を加えることとした。

2 企画部の所掌事務の改正（第 3 条関係）

県民の社会活動の推進に関する事項（レクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項を除く。）及び青少年に関する事項（現行 生活環境部の所掌事務）を加えることとした。

3 福祉保健部の所掌事務の改正（第 4 条関係）

大規模な営繕（県立社会福祉施設の新築及び増築に限る。）に関する事項（施工監理に関する事項を除く。）（現行 県土整備部の所掌事務）を加えることとした。

4 生活環境部の所掌事務の改正（第 5 条関係）

食品の安全に関する事項を加えることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 この条例は、平成15年 4月 1日から施行することとした。

条 例

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第12号

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

（鳥取県個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。))の役員及び職員をいう。以下同じ。))又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。))独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。))の役員及び職員をいう。以下同じ。))又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p>

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員</p>

社の役員及び職員を除く。) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

工 略
(3)-(6) 略

を除く。) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

工 略
(3)-(6) 略

附 則
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第13号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(航海手当) 第10条 航海手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において取締り、試験調査、 <u>実習又は講習</u> のため航海業務に従事したときに支給する。 2 略	(航海手当) 第10条 航海手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において取締り、試験調査又は <u>実習</u> のため航海業務に従事したときに支給する。 2 略

附 則
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第14号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下本則において「移動表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下本則において「移動後表細目」という。）が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動後表細目に対応する移動表細目が存在しない場合には、当該移動後表細目（以下本則において「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示及び追加表細目を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下本則において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下本則において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後			改 正 前		
（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）			（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）		
第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。			第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。		
退職者	年数	割合	退職者	年数	割合
1 略	1年	100分の125	1 略	1年	100分の125
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの	2年	100分の250	2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの	2年	100分の250
(1)~(3) 略	3年	100分の375	(1)~(3) 略	3年	100分の375
(4) 知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職し、かつ、退職の日における年齢が45年以上である者であって任命権者が知事の承認を得たもの	4年	100分の500	(4) 略	4年	100分の500
(5) 略	5年	100分の625	(5) 略	5年	100分の625
(6) 略	6年	100分の750	(6) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者	6年	100分の750
(7) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者	7年	100分の875		7年	100分の875
	8年	100分の1,000		8年	100分の1,000
	9年	100分の1,125		9年	100分の1,125
	10年	100分の1,250		10年	100分の1,250
	11年	100分の1,387.5		11年	100分の1,387.5
	12年	100分の1,525		12年	100分の1,525
	13年	100分の1,662.5		13年	100分の1,662.5
	14年	100分の1,800		14年	100分の1,800
	15年	100分の1,937.5		15年	100分の1,937.5
	16年	100分の2,075		16年	100分の2,075
	17年	100分の2,212.5		17年	100分の2,212.5
	18年	100分の2,350		18年	100分の2,350

((1)から(6)までに該当する者を除く。) 3 略	19年	100分の2,487.5
	20年	100分の2,625
	21年	100分の2,775
	22年	100分の2,925
	23年	100分の3,075
	24年	100分の3,225
	25年	100分の3,375
	26年	100分の3,525
	27年	100分の3,675
	28年	100分の3,825
	29年	100分の3,975
	30年	100分の4,125
	31年 以上	100分の4,125に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の125を加算した割合

2 前項の基礎月額は、退職の日におけるその者の給料月額とする。

(整理退職等の場合の退職手当)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年数	割 合
1 略	1年	100分の150
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるもの	2年	100分の300
	3年	100分の450
	4年	100分の600

((1)から(5)までに該当する者を除く。) 3 略	19年	100分の2,487.5
	20年	100分の2,625
	21年	100分の2,775
	22年	100分の2,925
	23年	100分の3,075
	24年	100分の3,225
	25年	100分の3,375
	26年	100分の3,525
	27年	100分の3,675
	28年	100分の3,825
	29年	100分の3,975
	30年	100分の4,125
	31年 以上	100分の4,125に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の125を加算した割合

2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(3)に掲げる者であって、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成12年鳥取県条例第63号)の施行の日(次条第2項において「施行日」という。)から平成15年3月31日までの間において定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。

年 数	割 合
1年	100分の102
2年	100分の104
3年	100分の106
4年	100分の108
5年	100分の110
6年	100分の113
7年	100分の116
8年	100分の119
9年	100分の122
10年から15年まで	100分の125

(整理退職等の場合の退職手当)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年数	割 合
1 略	1年	100分の150
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるもの	2年	100分の300
	3年	100分の450
	4年	100分の600

(1)~(3) 略	5年	100分の750
(4) 知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職し、かつ、退職の日における年齢が45年以上である者であって任命権者が知事の承認を得たもの	6年	100分の900
	7年	100分の1,050
	8年	100分の1,200
	9年	100分の1,350
	10年	100分の1,500
	11年	100分の1,665
	12年	100分の1,830
	13年	100分の1,995
(5) 略	14年	100分の2,160
(6) 略	15年	100分の2,325
(7) 略	16年	100分の2,490
(8) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者((1)から(7)までに該当する者を除く。)	17年	100分の2,655
	18年	100分の2,820
	19年	100分の2,985
	20年	100分の3,150
	21年	100分の3,330
	22年	100分の3,510
	23年	100分の3,690
	24年	100分の3,870
	25年	100分の4,050
	26年	100分の4,230
	27年	100分の4,410
	28年	100分の4,590
	29年	100分の4,770
	30年	100分の4,950
	31年以上	100分の4,950に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の150を加算した割合

2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(1)から(4)までに掲げる者であって、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。

年 数	割 合
1年	100分の102
2年	100分の104
3年	100分の106
4年	100分の108
5年	100分の110
6年	100分の112
7年	100分の114
8年	100分の116
9年	100分の118
10年から15年まで	100分の120

(1)~(3) 略	5年	100分の750
	6年	100分の900
	7年	100分の1,050
	8年	100分の1,200
	9年	100分の1,350
	10年	100分の1,500
	11年	100分の1,665
	12年	100分の1,830
	13年	100分の1,995
(4) 略	14年	100分の2,160
(5) 略	15年	100分の2,325
(6) 略	16年	100分の2,490
(7) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者((1)から(6)までに該当する者を除く。)	17年	100分の2,655
	18年	100分の2,820
	19年	100分の2,985
	20年	100分の3,150
	21年	100分の3,330
	22年	100分の3,510
	23年	100分の3,690
	24年	100分の3,870
	25年	100分の4,050
	26年	100分の4,230
	27年	100分の4,410
	28年	100分の4,590
	29年	100分の4,770
	30年	100分の4,950
	31年以上	100分の4,950に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の150を加算した割合

2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(1)から(3)までに掲げる者であつて、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。

年 数	割 合	
	施行日から平成15年3月31日までの間に退職した者に適用されるもの	平成15年4月1日以降に退職した者に適用されるもの
1年	100分の102	100分の102
2年	100分の104	100分の104
3年	100分の106	100分の106
4年	100分の108	100分の108
5年	100分の110	100分の110
6年	100分の113	100分の112
7年	100分の116	100分の114
8年	100分の119	100分の116
9年	100分の122	100分の118
10年から15年まで	100分の125	100分の120

3～5 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。)、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5～8 略

附 則

1～5 略

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条及び第7条の規定による退職手当を支給することができる。

(1)及び(2) 略

7～33 略

3～5 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。)、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5～8 略

附 則

1～5 略

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次の各号に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条及び第7条の規定による退職手当を支給することができる。

(1)及び(2) 略

7～33 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第4条及び第5条並びに附則第6項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

3 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(6)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表2の項(6)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。</p> <p>2～4 略</p> <p>(採用された職員に関する退職手当条例の特例)</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(6)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表2の項(6)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。</p>	<p>(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(4)、第5条第1項の表2の項(5)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。</p> <p>2～4 略</p> <p>(採用された職員に関する退職手当条例の特例)</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(4)、第5条第1項の表2の項(5)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第15号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,307人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,293人</u></p> <p>イ 特別会計支弁に係る職員 <u>14人</u></p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,463人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,231人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>232人</u></p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>(11) 県費負担教職員 <u>4,363人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,310人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,290人</u></p> <p>イ 特別会計支弁に係る職員 <u>20人</u></p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,485人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,258人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>227人</u></p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>(11) 県費負担教職員 <u>4,359人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第16号

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>大規模な営繕（県立社会福祉施設の新築及び増築を除く。）に関する事項（施工監理に関する事項を除く。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

(企画部の所掌事務)

第3条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 県民の社会活動の推進に関する事項(レクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項を除く。)
- (4) 青少年に関する事項
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第4条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 略
- (4) 大規模な営繕(県立社会福祉施設の新築及び増築に限る。)に関する事項(施工監理に関する事項を除く。)
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(生活環境部の所掌事務)

第5条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(4) 略
- (5) 環境衛生に関する事項
- (6) 略
- (7) レクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項
- (8) 食品の安全に関する事項
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

(県土整備部の所掌事務)

第8条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(7) 略
- (8) 営繕に関する事項(施工監理に関する事項及びその他の事項で大規模な営繕に係るもの以外のもの

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

(企画部の所掌事務)

第3条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第4条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(生活環境部の所掌事務)

第5条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(4) 略
- (5) 食品衛生及び環境衛生に関する事項
- (6) 略
- (7) 県民の社会活動の推進に関する事項
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

(県土整備部の所掌事務)

第8条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(7) 略
- (8) 営繕に関する事項

に限る。)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。